

令和3年度

第1回鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会

資 料

【報告事項】

- P 1 鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会
委員名簿
- P 2 鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会について
- P 3 鹿島市地域公共交通会議設置要綱
- P 6 鹿島市地域公共交通活性化協議会規約
- P 9 地域公共交通活性化事業に係る年表
- P 1 2 市内循環バス平均乗車数の推移
- P 1 3 高津原のりあいタクシー平均乗車数の推移
- P 1 4 予約型のりあいタクシー稼働率の推移

【協議事項】

- P 1 7 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- P 2 3 令和4年度事業計画（案）及び予算（案）について
- P 2 5 市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー
の無料運行期間の実施（案）について

鹿島市地域公共交通会議委員
鹿島市地域公共交通活性化協議会委員

(令和3年度)(任期:R2~R3)

No.	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
1	鹿島市長又はその指名する職員	鹿島市長	樋口 久俊	
2	一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者	祐徳自動車(株)バス事業部長	山本 孝義	
3	一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者の代表者	(有)再耕庵タクシー総務課長	山本 浩二	
4	社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者	専務理事	江上 康男	
5	鹿島市区長会の代表者	市区長会会長 (古枝地区会長)	中西 裕司	
6	鹿島市老人クラブ連合会の代表者	副会長	中島 スミエ	
7	鹿島市民生児童委員連絡協議会の代表者	七浦地区会長	野中 由美子	
8	鹿島市PTA連合会の代表者	鹿島市PTA連合会理事	馬場 栄一郎	
9	市内小中学校代表者	古枝小学校 校長	廣田 弘一郎	
10	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者	祐徳自動車(株)運転者	大石 智子	
11	九州運輸局佐賀運輸支局の職員	首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	松原 陽介	協議会委員
		首席運輸企画専門官 (企画輸送・監査担当)	津留 崇明	交通会議委員
		運輸企画専門官	幸田 健吾	アドバイザー
12	佐賀県の担当職員	佐賀県地域交流部 さが創生推進課 係長	山下 嘉子	
13	佐賀県杵藤土木事務所の職員	管理課長	武富 一郎	
14	鹿島警察署の職員	交通課長	清水 貴洋	
15	鹿島商工会議所	専務理事	有森 滋樹	
16	九州旅客鉄道株式会社	佐賀鉄道事業部 企画課長	福田 淳史	
17	鹿島市都市建設課	都市建設課 主査	北原 陽子	

事務局

	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
	鹿島市総務部	部長	大代 昌浩	
	鹿島市企画財政課	課長	川原 逸生	
	鹿島市企画財政課	課長補佐	山口 洋	
	鹿島市企画財政課企画係	係長	竹下 健一	
	鹿島市企画財政課企画係	職員	森 健太	

鹿島市地域公共交通会議・鹿島市地域公共交通活性化協議会について

●鹿島市地域公共交通会議は平成20年5月に設置。地域交通会議は、地域の需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送の確保と利用促進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置されました。

●鹿島市地域公共交通活性化協議会は平成21年3月に設置。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、「地域公共交通網形成計画」の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために設置されました。法の改正に伴い、網形成計画を「地域公共交通計画」に改めております。

●平成24年度から「地域公共交通活性化協議会」と「地域交通会議」を合わせて「合同会議」として実施しています。委員は17名で、任期は2年間（令和2年度～令和3年度）となっております。

	鹿島市地域公共交通会議	鹿島市地域公共交通活性化協議会
目的	●地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関して必要となる事項の協議	●地域公共交通計画の策定および実施に関して必要な事項を協議
根拠法	●道路運送法施行規則（第9条の3）	●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）
協議が整った場合のメリット	●コミュニティバス・乗合タクシーの許可等に関する特例の適用 ●協議会参加者の協議結果の尊重義務	●地域公共交通計画の作成 ●同計画実施への許認可手続きの簡素化 ●地方債起債等の特例措置
対象交通モード	●乗合バス、乗合タクシー ●自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送）	●鉄道、軌道、バス、タクシー、旅客船等の多様なモード

鹿島市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、鹿島市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 交通ネットワーク計画に関する事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員（以下「委員」という。）は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した者をもって充てる。

- (1) 市長が指名する市の職員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表者
- (4) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会の代表者
- (5) 鹿島市区長会の代表者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表者
- (8) 九州運輸局佐賀運輸支局の職員
- (9) 佐賀県の担当課の職員
- (10) 佐賀県鹿島土木事務所の職員

(11) 鹿島警察署の職員

(12) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が前条各号の職を離職その他のやむを得ない事由により辞任した場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長又はその指名する者とする。

3 副会長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

6 委員が会議を欠席する場合、その代理の者が交通会議に出席できるものとし、その代理の者の出席をもって委員の出席とみなす。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において、協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の運営を円滑に行うため、交通会議に事務局を置く。

2 交通会議の業務は、鹿島市企画財政課において処理する。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第10号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

鹿島市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という）の作成及び実施に関する協議を行うため、鹿島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、鹿島市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者及び団体等を代表する者をもって組織する。

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、鹿島市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から互選によりこれを定める。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、委員の中から互選によりこれを定める。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 会議の議決の方法は、会議に出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開する。

6 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くこと又は資料の提供を求めることができる。

7 委員は、会議を欠席する時は、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

8 前各号に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議において協議が整った事項について、協議会の委員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、第3条の各号に定める事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ分科会を設置することができる。

2 分科会は、第4条に定める委員その他協議会が必要と認める者で組織する。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、鹿島市総務部企画財政課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者を充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の規定により、最初の委員となった者の任期は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	委 員
法第6条第2項第1号	鹿島市長
法第6条第2項第2号	公共交通事業者
	社団法人佐賀県バス・タクシー協会
	佐賀県杵藤土木事務所
	鹿島市
法第6条第2項第3号	鹿島警察署
	住民利用者
	学識経験者
	商工会議所
	公共交通事業の運転手

◎地域公共交通活性化事業に係る年表

年 月	内 容	備 考
H 2 0 . 5 月	鹿島市地域公共交通会議（道路運送法）の設置	
H 2 1 . 3 月	鹿島市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）の設置	
H 2 2 . 3 月	鹿島市地域公共交通総合連携計画の策定 ※地域公共交通活性化・再生総合事業を利用	
H 2 2 . 1 0 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシー実証運行開始 ※トリガー制度によりH 2 5 年3月まで ※地域公共交通活性化・再生総合事業を利用	
H 2 3 . 4 月	地域公共交通確保維持改善事業が制定 ※事業年度が10月～9月に変更 ※市内循環バス、高津原のりあいタクシーは、H 2 4 年3月まで経過処置対応	
H 2 3 . 4 月	市内循環バス ※運行内容を変更：12時⇒8時	
H 2 3 . 1 0 月	市内循環バス ※路線変更：「よらんね」撤去 「執行分」「西部中前」新設 ※回数券の発行 のりあいタクシー ※路線変更：2路線を1路線に統合 高校線を新設（5便⇒6便） ※運賃改定：高校生以下300円⇒100円 ※回数券の発行	
H 2 4 . 4 月	地域公共交通確保維持改善事業を利用して、市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行を継続	
H 2 4 . 7 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 5 年9月まで継続	
H 2 5 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 6 年9月まで継続	
H 2 5 . 1 0 月	市内循環バス ※辻宿・農協前まで延長 ※ララベル内への乗り入れ開始 高津原のりあいタクシー ※ジャンボタクシーから小型タクシーへ変更 ※往路2便、復路1便を増便 ※フリー降車区間を設ける 往路 別府整形外科～鹿島駅前 復路 鷺ノ巣～かんらん	

年 月	内 容	備 考
H 2 6 . 4 月	市内循環バス ※ピオ・納富病院前バス廃止	
H 2 6 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 7 年 9月まで継続 ただし、高津原のりあいタクシーについては、乗車数により廃 止を視野におく。	
H 2 6 . 1 0 月	市内循環バス ※ラッピングをかし丸くんへリニューアル (9月9日完成、9月10日運行開始) 高津原のりあいタクシー ※高校線廃止 9便→8便 ※運行時刻変更	
H 2 7 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 9 年 3月まで継続 ※公共交通網形成計画を策定するまで現行のまま運行する。	
H 2 8 . 6 月	市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行期間をH 2 9 年 9月まで継続※補助対象事業年度：10月～翌年9月	
H 2 9 . 3 月	鹿島市地域公共交通網形成計画の策定 ※市内循環バス、高津原のりあいタクシーの運行はH 3 3 年度 まで継続し、利用ニーズとの適合を図る。	
H 2 9 . 1 0 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活交通路線…一部見直し(太良線の一部をララベル経由) ・廃止代替バス路線…廃線、減便、時刻・路線変更、曜日運行 ・市内循環バス…継続運行、時刻・路線見直し ※執行分～九州労働金庫前を廃止、幸通り～体育館前を經由 ・高津原のりあいタクシー…継続運行、時刻・路線見直し、 全線フリー降車の実施※天神様前、鷲ノ巣を廃止 ・予約型のりあいタクシー…廃代バス廃止代替として運行開始 ・乗車回数券の運用一部変更、乗継割引の開始 	広平線・新 籠線、能古 見線の一部 (柿原⇄尾 崎区間)の 廃止 他廃代減便
H 3 0 . 4 月	後期高齢者・運転免許証自主返納者・障がい者割引の開始 市内循環バスとJR等の乗継割引社会実験(H30.7月末まで) 鹿島市待合室等改修整備事業費補助金の募集	
H 3 0 . 1 0 月	<ul style="list-style-type: none"> ・市内循環バス…運賃改定(200円→100円)、運賃改定 に伴う運賃割引廃止、時刻・路線見直し(2便～6便について 西牟田地域を前後半に經由) ・予約型のりあいタクシー…増便(7時便)、曜日運行(平日 運行) 	
H 3 1 . 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止代替バス路線…廃線 ・予約型のりあいタクシー…廃代バス廃止代替として能古見線 区域拡大、古枝線は実証運行 	山浦線・矢 答線の廃止

年 月	内 容	備 考
H31. 4月 ～5月	公共交通に関する市民アンケート（満足度調査）の実施 ※1,000人対象	
R1. 6月	・予約型のりあいタクシー…登録者要件の一部見直し	
R1. 10月	・生活交通路線…時刻・運賃変更、停留所名称変更（肥前浜宿、道の駅鹿島） ・予約型のりあいタクシー…古枝線本格運行へ移行	
R2. 1月 ～2月	予約型のりあいタクシー登録者アンケートの実施 ※登録者201名対象	
R2. 4月	鹿島市内地域公共交通総合時刻表の作成（各戸配布）	
R2. 10月	・令和3年度に「鹿島市地域公共交通計画」策定する方針を決定 ・高津原のりあいタクシー…停留所名称変更（吹上荘⇒旭ヶ岡団地）	

☆地域公共交通確保維持改善事業の事業年度

H23年度：H23年 4月～H24年3月 ※経過処置

H24年度：H24年 4月～H24年9月

H25年度：H24年10月～H25年9月

H26年度：H25年10月～H26年9月

H27年度：H26年10月～H27年9月

H28年度：H27年10月～H28年9月

H29年度：H28年10月～H29年9月

H30年度：H29年10月～H30年9月

H31年度（R元年度）：H30年10月～R1年9月

R2年度：R1年10月～R2年9月

R3年度：R2年10月～R3年9月

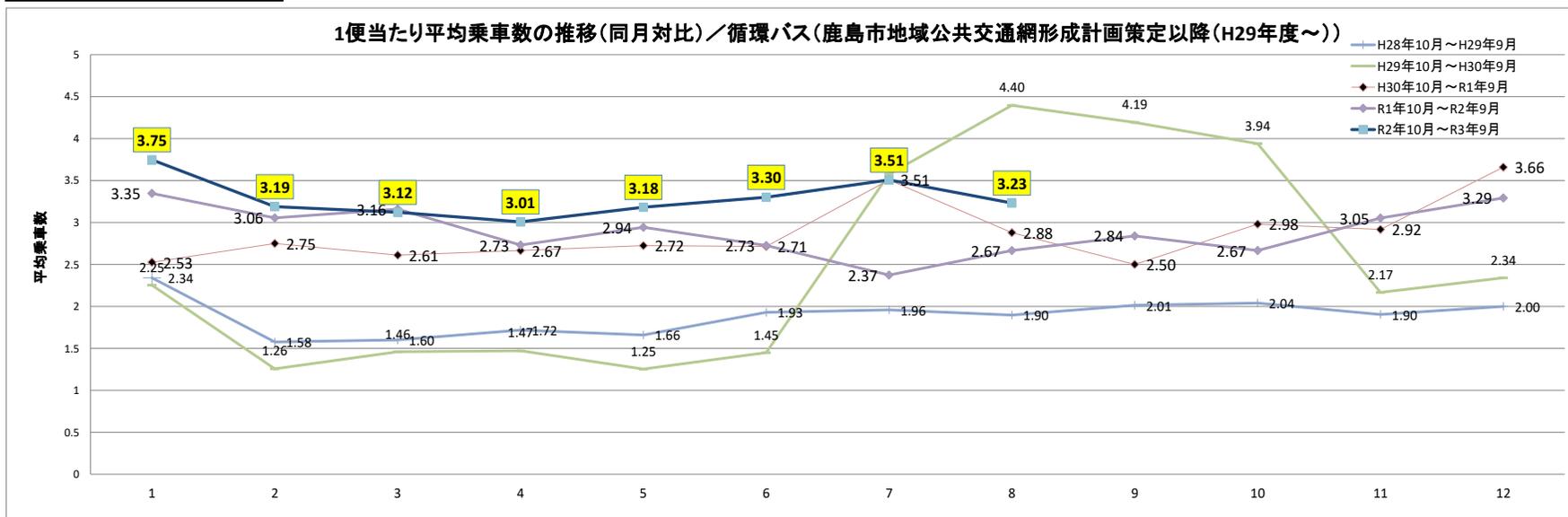
R4年度：R3年10月～R4年9月

平均乗車数の推移（同月対比）／市内循環バス

2021年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度 (H22.10～ H23.9)	乗車数	218	168	149	128	148	144	107	105	95	102	117	123	1,604
	1便平均乗車数	1.45	1.17	0.99	0.93	1.07	0.92	0.71	0.76	0.61	0.68	0.73	0.85	0.90
H24年度 (H23.10～ H24.9)	乗車数	169	157	140	137	129	119	157	199	208	193	212	192	2,012
	1便平均乗車数	1.13	1.09	0.93	0.99	0.90	0.76	1.09	1.38	1.33	1.29	1.32	1.39	1.13
H25年度 (H24.10～ H25.9)	乗車数	302	226	215	194	173	196	206	205	225	292	220	235	2,689
	1便平均乗車数	1.94	1.57	1.49	1.41	1.25	1.31	1.37	1.42	1.50	1.87	1.36	1.70	1.52
H26年度 (H25.10～ H26.9)	乗車数	283	309	293	230	224	230	259	202	275	255	235	238	3,033
	1便平均乗車数	1.81	2.15	2.03	1.67	1.62	1.53	1.73	1.40	1.83	1.63	1.51	1.65	1.71
H27年度 (H26.10～ H27.9)	乗車数	365	241	261	229	244	212	256	234	307	300	280	318	3,247
	1便平均乗車数	2.34	1.67	1.74	1.66	1.77	1.41	1.71	1.70	1.97	1.92	1.79	2.30	1.83
H28年度 (H27.10～ H28.9)	乗車数	326	295	230	165	246	292	235	246	253	300	291	268	3,147
	1便平均乗車数	2.09	2.14	1.53	1.20	1.71	1.87	1.57	1.78	1.62	2.00	1.87	1.86	1.77
H29年度 (H28.10～ H29.9)	乗車数	351	227	240	237	229	301	282	273	314	306	297	288	3,345
	1便平均乗車数	2.34	1.58	1.60	1.72	1.66	1.93	1.96	1.90	2.01	2.04	1.90	2.00	1.89
H30年度 (H29.10～ H30.9)	乗車数	338	181	219	203	173	226	515	633	654	591	338	323	4,394
	1便平均乗車数	2.25	1.26	1.46	1.47	1.25	1.45	3.58	4.40	4.19	3.94	2.17	2.34	2.49
R1年度 (H30.10～ R1.9)	乗車数	394	396	376	368	376	407	505	380	375	465	455	505	5,002
	1便平均乗車数	2.53	2.75	2.61	2.67	2.72	2.71	3.51	2.88	2.50	2.98	2.92	3.66	2.86
R2年度 (R1.10～ R2.9)	乗車数	502	440	474	377	406	409	356	368	443	400	458	474	5,107
	1便平均乗車数	3.35	3.06	3.16	2.73	2.94	2.73	2.37	2.67	2.84	2.67	3.05	3.29	2.91
R3年度 (R2.10～ R3.9)	乗車数	607	440	487	415	420	515	526	446					3,856
	1便平均乗車数	3.75	3.19	3.12	3.01	3.18	3.30	3.51	3.23					3.30

全 体	乗車数	33,580
	1便平均乗車数	1.90

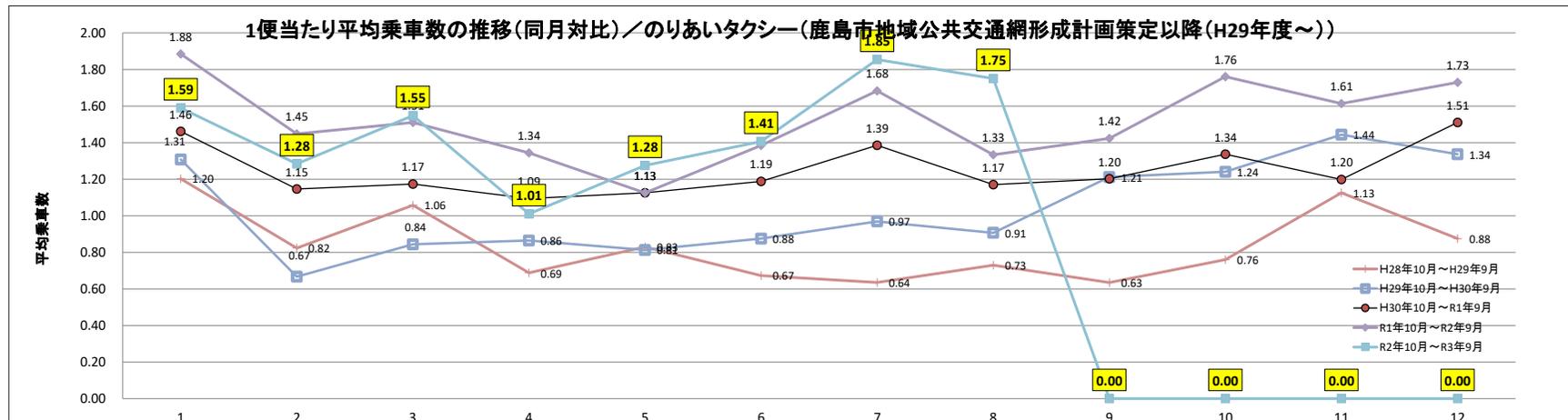


平均乗車数の推移（同月対比）／高津原のりあいタクシー（H22年10月運行開始）

2021年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H23年度 (H22.10～ H23.9)	利用者数	57	32	54	49	53	72	69	22	28	53	40	60	589
	1便平均乗車数	0.88	0.53	0.90	0.82	0.88	1.03	1.06	0.40	0.43	0.82	0.67	0.92	0.79
H24年度 (H23.10～ H24.9)	利用者数	65	93	72	54	75	78	59	62	80	50	86	49	823
	1便平均乗車数	0.83	1.29	0.92	0.75	1.14	1.00	0.82	0.86	1.03	0.64	1.19	0.68	0.93
H25年度 (H24.10～ H25.9)	利用者数	92	91	83	54	60	63	49	58	62	61	70	60	803
	1便平均乗車数	1.18	1.26	1.06	0.75	0.83	0.81	0.63	0.81	0.79	0.78	0.97	0.83	0.89
H26年度 (H25.10～ H26.9)	(降車)	81	78	69	62	69	56	54	67	70	87	74	73	840
	1便平均乗車数	0.64	0.72	0.64	0.57	0.70	0.48	0.50	0.62	0.65	0.69	0.69	0.68	0.63
H27年度 (H26.10～ H27.9)	利用者数	72	77	58	40	65	60	71	65	74	68	68	78	796
	1便平均乗車数	0.69	0.74	0.60	0.42	0.68	0.63	0.68	0.68	0.71	0.65	0.77	0.81	0.67
H28年度 (H27.10～ H28.9)	利用者数	86	56	79	77	61	71	54	53	78	81	80	93	869
	1便平均乗車数	0.77	0.64	0.76	0.80	0.69	0.63	0.52	0.60	0.75	0.78	0.91	0.97	0.73
H29年度 (H28.10～ H29.9)	利用者数	125	79	110	66	73	70	61	70	66	79	117	84	1,000
	1便平均乗車数	1.20	0.82	1.06	0.69	0.83	0.67	0.64	0.73	0.63	0.76	1.13	0.88	0.84
H30年度 (H29.10～ H30.9)	利用者数	136	64	81	83	78	98	93	87	126	129	127	139	1,241
	1便平均乗車数	1.31	0.67	0.84	0.86	0.81	0.88	0.97	0.91	1.21	1.24	1.44	1.34	1.04
R1年度 (H30.10～ R1.9)	利用者数	152	110	122	105	108	114	133	103	125	139	115	145	1,471
	1便平均乗車数	1.46	1.15	1.17	1.09	1.13	1.19	1.39	1.17	1.20	1.34	1.20	1.51	1.25
R2年度 (R1.10～ R2.9)	利用者数	196	139	145	129	108	144	175	128	148	169	142	166	1,789
	1便平均乗車数	1.88	1.45	1.51	1.34	1.13	1.38	1.68	1.33	1.42	1.76	1.61	1.73	1.52
R3年度 (R2.10～ R3.9)	利用者数	178	113	161	97	102	135	178	168					1,132
	1便平均乗車数	1.59	1.28	1.55	1.01	1.28	1.41	1.85	1.75					1.47

全体	利用者数	10,221
	1便平均乗車数	0.93

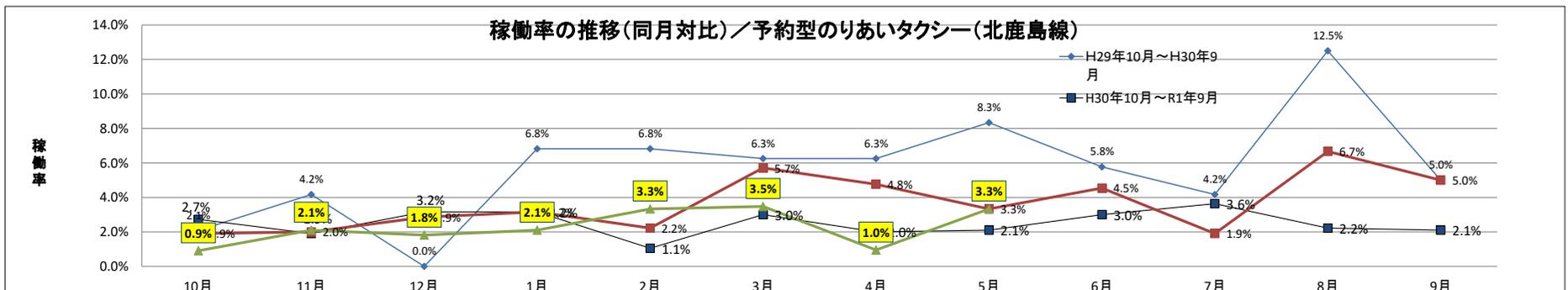


稼働率・平均乗車数の推移（同月対比）／予約型のりあいタクシー【北鹿島線】（H29年10月運行開始）

2021年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H30年度 (H29.10～ H30.9)	利用者数	1	2	0	4	3	3	3	4	3	2	6	2	33
	1便平均乗車数	1.00	1.00		1.33	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.03
	稼働率	2.1%	4.2%	0.0%	6.8%	6.8%	6.3%	6.3%	8.3%	5.8%	4.2%	12.5%	5.0%	5.7%
R1年度 (H30.10～ R1.9)	利用者数	4	2	3	3	1	3	2	2	3	5	2	2	32
	1便平均乗車数	1.33	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.25	1.00	1.00	1.07
	稼働率	2.7%	1.9%	3.2%	3.2%	1.1%	3.0%	2.0%	2.1%	3.0%	3.6%	2.2%	2.1%	2.5%
R2年度 (R1.10～ R2.9)	利用者数	2	2	3	4	3	6	5	3	5	2	6	5	46
	1便平均乗車数	1.00	1.00	1.00	1.33	1.50	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.05
	稼働率	1.9%	2.0%	2.9%	3.2%	2.2%	5.7%	4.8%	3.3%	4.5%	1.9%	6.7%	5.0%	3.7%
R3年度 (R2.10～ R3.9)	利用者数	1	2	2	2	3	4	1	3					18
	1便平均乗車数	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00					1.00
	稼働率	0.9%	2.1%	1.8%	2.1%	3.3%	3.5%	1.0%	3.3%					2.3%

全体	利用者数	111
	1便平均乗車数	1.05
	稼働率	3.6%

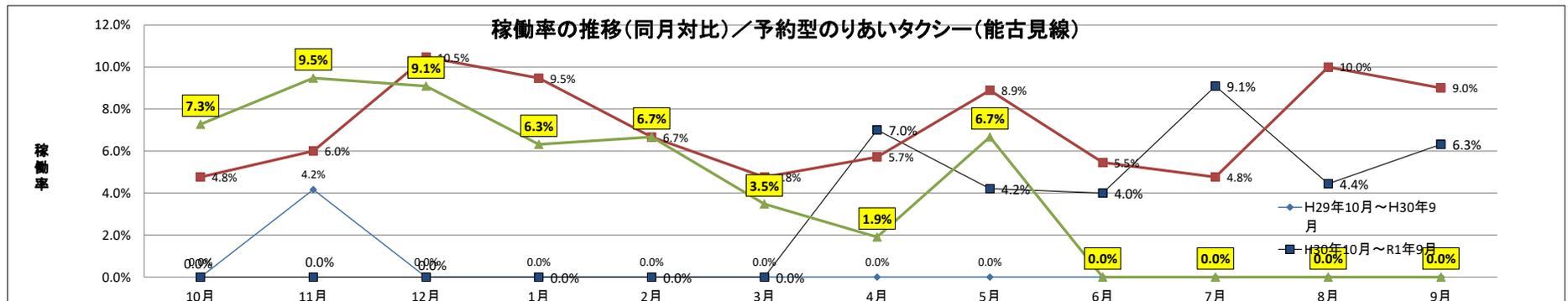
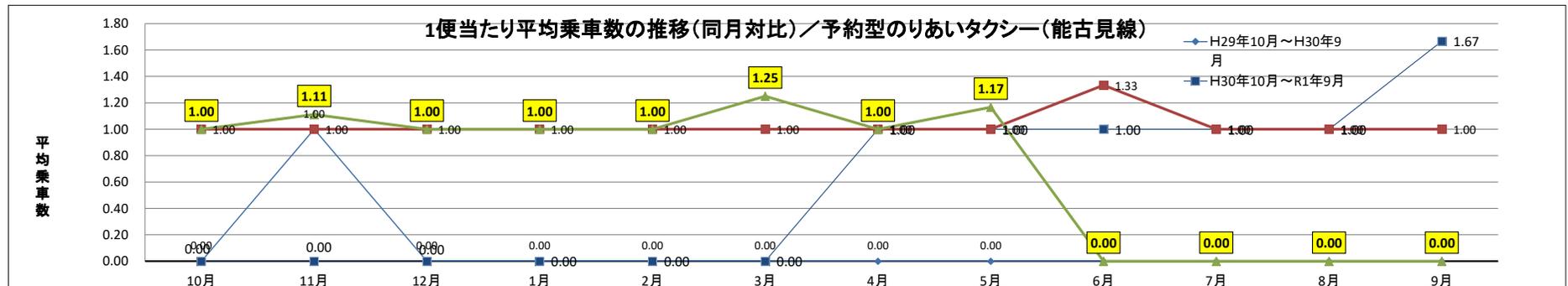


稼働率・平均乗車数の推移（同月対比）／予約型のりあいタクシー【能古見線】（H29年10月運行開始）

2021年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
H30年度 (H29.10～ H30.9)	利用者数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	1便平均乗車数		1.00											1.00
	稼働率	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
R1年度 (H30.10～ R1.9)	利用者数	0	0	0	0	0	0	7	4	4	10	4	10	39
	1便平均乗車数							1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.67	1.11
	稼働率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.0%	4.2%	4.0%	9.1%	4.4%	6.3%	2.9%
R2年度 (R1.10～ R2.9)	利用者数	5	6	11	9	6	5	6	8	8	5	9	9	87
	1便平均乗車数	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.33	1.00	1.00	1.00	1.02
	稼働率	4.8%	6.0%	10.5%	9.5%	6.7%	4.8%	5.7%	8.9%	5.5%	4.8%	10.0%	9.0%	7.2%
R3年度 (R2.10～ R3.9)	利用者数	8	10	10	6	6	5	2	7					54
	1便平均乗車数	1.00	1.11	1.00	1.00	1.00	1.25	1.00	1.17					1.06
	稼働率	7.3%	9.5%	9.1%	6.3%	6.7%	3.5%	1.9%	6.7%					6.4%

全体	利用者数	128
	1便平均乗車数	1.05
	稼働率	4.0%

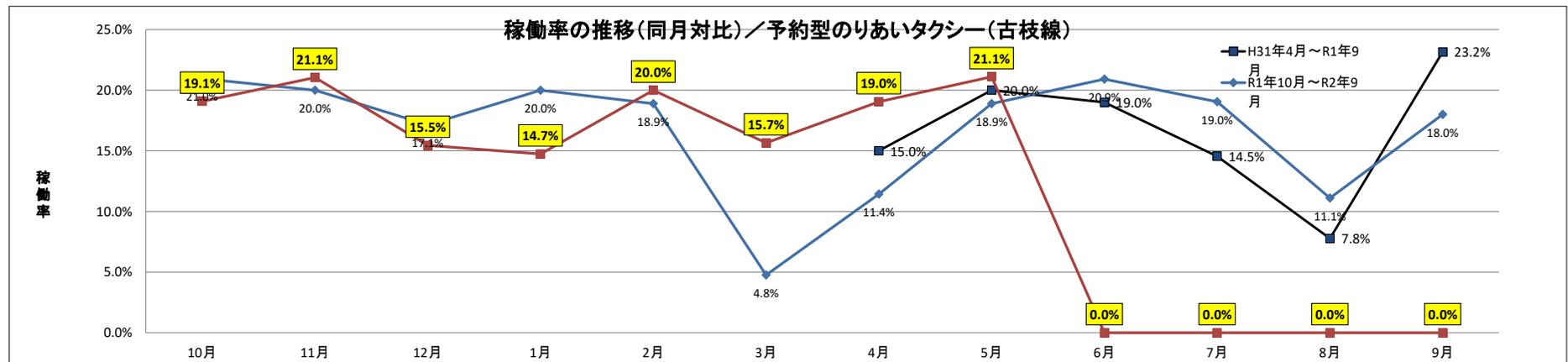
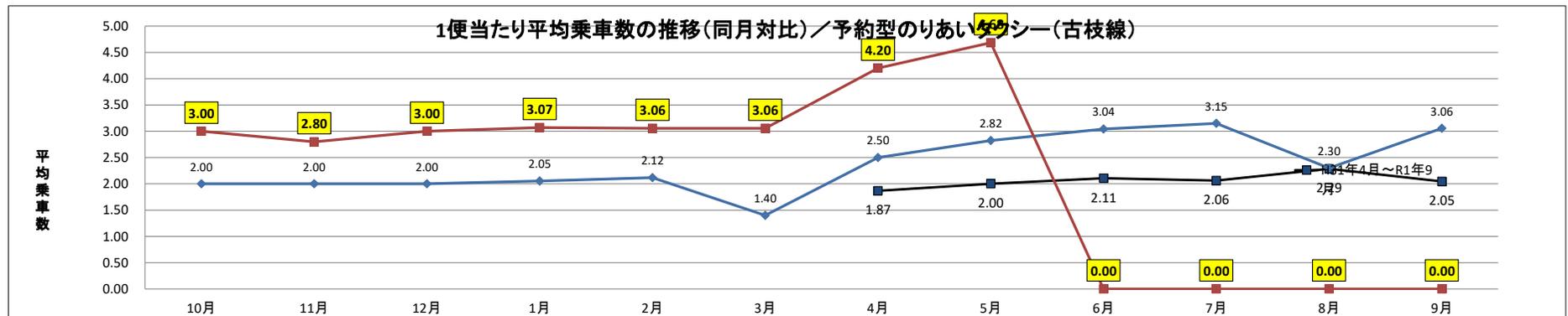


稼働率・平均乗車数の推移（同月対比）／予約型のりあいタクシー【古枝線】（H31年4月運行開始）

2021年6月 現在

年度	区分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
R1年度 (H31.4~ R1.9)	利用者数							28	38	40	33	16	45	200
	1便平均乗車数							1.87	2.00	2.11	2.06	2.29	2.05	2.04
	稼働率							15.0%	20.0%	19.0%	14.5%	7.8%	23.2%	16.6%
R2年度 (R1.10~ R2.9)	利用者数	44	40	36	39	36	7	30	48	70	63	23	55	491
	1便平均乗車数	2.00	2.00	2.00	2.05	2.12	1.40	2.50	2.82	3.04	3.15	2.30	3.06	2.44
	稼働率	21.0%	20.0%	17.1%	20.0%	18.9%	4.8%	11.4%	18.9%	20.9%	19.0%	11.1%	18.0%	16.8%
R3年度 (R2.10~ R3.9)	利用者数	63	56	51	43	55	55	84	89					496
	1便平均乗車数	3.00	2.80	3.00	3.07	3.06	3.06	4.20	4.68					3.37
	稼働率	19.1%	21.1%	15.5%	14.7%	20.0%	15.7%	19.0%	21.1%					18.3%

全体	利用者数	691
	1便平均乗車数	2.27
	稼働率	17.2%



生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和3年6月28日

(名称) 鹿島市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

鹿島市生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鹿島市における公共交通は、現在路線バス、市内循環バス、高津原のりあいタクシー、予約型のりあいタクシー及び鉄道（JR長崎本線）で構成される。路線バスは、山間部と市街地を結ぶ廃止代替路線と当市とその他市町を結ぶ生活交通路線がある。市内循環バス、高津原のりあいタクシーは、交通弱者の生活するための移動手段の確保と交通空白地域の解消を目的とし、平成22年10月から地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、市内の主な病院、商業施設と交通空白地域を周回運行しており、平成29年10月からは一部地域の廃止代替路線をデマンド型交通へと移行及び予約型のりあいタクシーの運行を開始し、平成31年4月にはデマンド運行営業区域を拡大し運行している。

特に、市内を走るこれらのバスは、交通弱者にとって生活の足として大きな役割を担っており、これからの超高齢化社会に向けて移動手段の確保は、重要な課題である。

そのため、平成29年度に策定した「鹿島市地域公共交通網形成計画」と整合性を取りながら、これらの交通網について、より住民ニーズに沿った形で見直しを加え、より便利な交通網の確立を図らなければならない。

そこで、交通空白地域を解消し、交通弱者の生活の足として定着を図るため、市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを継続運行することで市民（特に交通弱者）が安心して便利な交通網の確立を図ることが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

市民（特に交通弱者）の移動手段を確保し、既存資源を利用した効率的かつ利便性を維持した公共交通ネットワークの構築のため、平均乗車数について以下のような目標を設定する。

※高津原のりあいタクシーは1回（往復）あたりの数値、予約型のりあいタクシーは稼働率

	(R3年度※)	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)
市内循環バス	3.30人/1便	3.30人/1便	3.30人/1便	3.30人/1便
高津原のりあいタクシー	2.94人/1便	2.95人/1便	2.95人/1便	2.95人/1便
予約型のりあいタクシー				
(能古見線)	稼働率 6.4%	稼働率 20.0%	同左	同左
(北鹿島線)	稼働率 2.3%	稼働率 20.0%	同左	同左
(古枝線)	稼働率 18.3%	稼働率 30.0%	同左	同左

※参考：R3年度実績値（R3.5時点）、目標値：鹿島市地域公共交通網形成計画 P62 参照

(2) 事業の効果

循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを継続運行することで、以下の効果が期待される。

1. 交通弱者に対する移動手段が確保できる。
2. 市内の主要拠点・交通結節点へのアクセスが確保され、利便性の向上が図られる。
3. 需要の高い交通空白地域に対する公共交通網を確保できる。
4. 公共交通の情報提供等により、新たな需要を創出できる。
5. 運行コストや地域からの協力を考慮した持続可能な公共交通網を構築できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・市内路線（廃止代替路線）の再編の検討（協議会・事業者）
- ・周辺地域を対象としたデマンドタクシーの運行の検討（協議会、事業者）
- ・市内循環バス、高津原のりあいタクシーの再編の検討（協議会、事業者）
- ・公共交通機関同士の乗り継ぎ強化（交通結節点形成に向けた運行ダイヤの設定、時刻表及びホームページの作成）（協議会、事業者）
- ・施設所有者との連携による待合室の設置（協議会、事業者、施設所有者）
- ・免許自主返納に関連した割引制度の利用促進（鹿島市、事業者、警察署）
- ・公共交通に関する広報活動の展開（協議会、事業者、観光協会、商工会議所、老人クラブ、民生児童委員連絡協議会）

（鹿島市地域公共交通網形成計画 P51 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①路線図

別添 路線図 参照

②予定している時刻表・運行期間

別添 時刻表 参照

③運送事業者の決定方法

運送事業者の選定に当たっては、平成22年10月からの実証運行での、ガイドラインに基づき、利用者の利便性、緊急時の対応能力を考慮するとともに、地元の交通事情に熟知し、既存路線との調整が容易な市内のバス事業者1社、タクシー事業者1社に選定した。また、市内循環バスと高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを運行するにあたり、当協議会の構成員として、積極的に協議参加、協力していただいている。

本事業を実施するに当たり、市のHPに運送事業の計画を掲載するなどして一定期間公開を行った上で、これまでの運行実績や本事業へのスムーズな移行及び継続運行による利用者の安心感、親密感を考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、鹿島市随意契約取扱要領第3条第3項の規定に基づき、市内循環バスを祐徳自動車株式会社、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシーを有限会社再耕庵タクシーと随意契約をする。

④補足資料

市内循環バスは、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設、公共機関を循環する路線を設定した。また、鹿島バスセンターでJR、路線バス、幹線バス路線と接続させた。

高津原のりあいタクシーの高津原線では、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設を往復する路線を設定した。また、「鹿島駅前」停留所で、JR、路線バス、幹線バス路線と接続させた。

予約型のりあいタクシーの北鹿島線では、交通空白地区の居住地域と病院、商業施設を往復する路線を設定し、「鹿島駅前」停留所で、JR、路線バス、幹線バス路線と接続させ、能古見線及び古枝線では、交通空白地区の居住地域と商業施設を往復する路線を設定し、「ララベル」停留所で、路線バス、幹線バス路線、市内循環バスと接続させた。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

鹿島市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>祐徳自動車 株式会社 有限会社 再耕庵タクシー</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組にかかる取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
該当なし	
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額	
該当なし	

20. 協議会の開催状況と主な議論	
第1回 令和2年6月22日 (書面開催)	令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画承認 令和3年度事業計画及び予算承認 市内循環バス及びのりあいタクシーの無料期間実施承認
第2回 令和2年11月20日	令和2年度事業報告及び決算報告 令和2年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価 鹿島市地域公共交通計画策定について 令和3年度補正予算について 市内循環バス及びのりあいタクシーの無料期間実施承認
第3回 令和3年3月26日	鹿島市地域公共交通計画策定業務の発注等について 令和3年度補正予算について
第1回 令和3年6月28日	令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画承認 令和4年度事業計画及び予算承認 市内循環バス及びのりあいタクシーの無料期間実施承認 鹿島市地域公共交通計画策定業務の今後のスケジュール
21. 利用者等の意見の反映状況	
協議会の構成員には、市民や利用者の代表として、市区長会、老人クラブ連合会、鹿島市PTA連合会、民生児童委員連絡協議会、市内小中学校代表者、鹿島商工会議所の代表者が入っており、事業計画等に対しても意見等を反映して作成した。	
22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	佐賀県 地域交流部 さが創生推進課
関係市区町村	鹿島市 総務部 企画財政課
交通事業者・交通施設管理者等	祐徳自動車株式会社 有限会社再耕庵タクシー 鹿島警察署交通課 杵藤土木事務所管理課 九州旅客鉄道株式会社 佐賀県バス・タクシー協会 鹿島市（都市建設課）
地方運輸局	国土交通省 九州運輸局 佐賀運輸支局
その他協議会が必要と認める者	鹿島市区長会 老人クラブ連合会 鹿島市PTA連合会 鹿島市民生児童委員連絡協議会 市内小中学校代表者 鹿島商工会議所 公共交通運転手（祐徳自動車株式会社バス運転手）

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 佐賀県鹿島市大字納富分 2643-1

(所 属) 鹿島市役所 総務部 企画財政課

(氏 名) 森 健太

(電 話) 0954-63-2101

(e-mail) kenta-mori@city.saga-kashima.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 別 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
鹿島市	祐徳自動車(株)	(1) 市内循環線(西回り)	鹿島BC	市役所・エイブル	鹿島BC	循環 12.1km .km	296日	888.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の佐賀線、祐徳線、嬉野線、吉田線、太良線の鹿島BC停留所と市内循環線の鹿島BC停留所にて接続	③
	祐徳自動車(株)	(2) 市内循環線(東回り)	鹿島BC	市役所・エイブル	鹿島BC	循環 11.9km .km	296日	888.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の佐賀線、祐徳線、嬉野線、吉田線、太良線の鹿島BC停留所と市内循環線の鹿島BC停留所にて接続	③
	(有)再耕庵タクシー	(3) 高津原線	かんらん	犬塚病院	鹿島駅前	往 6.9km 復 6.9km	150日	600.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の佐賀線、祐徳線、嬉野線、吉田線、太良線の鹿島BC停留所と鹿島駅前停留所にて接続	③
	(有)再耕庵タクシー	(4) 能古見線		広平、中木庭、番在開拓、白鳥尾、中川内(一部)、山浦開拓、山浦、川内、筒口、南川(一部)地区		.km	244日	244.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の嬉野線の誕生院前停留所、太良線のララベル前停留所とララベル停留所にて接続	③
	(有)再耕庵タクシー	(5) 北鹿島線		北鹿島東部地区		.km .km	244日	244.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の佐賀線、祐徳線、嬉野線、吉田線、太良線の鹿島BC停留所と鹿島駅前停留所にて接続	③
	(有)再耕庵タクシー	(6) 古枝線		矢筈、七開、鮎越地区		.km .km	244日	366.0回		区域	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳自動車(株)の佐賀線、祐徳線、嬉野線の祐徳福荷神社前、古枝小学校前停留所、嬉野線の誕生院前停留所、太良線のララベル前停留所とララベル停留所にて接続	③

(参考) 予約型のりあいタクシーの計画運行回数の算出について

R4年度 年間運行日数 244日

1日 5便運行

毎日5便運行した場合 244日×5日=1220便

北鹿島線、能古見線 目標稼働率20% 1220便×20%=244回

古枝線 目標稼働率30% 1220便×30%=366回

協議2

令和4年度鹿島市地域公共交通活性化協議会 事業計画（案）

事業期間

令和3年10月1日～令和4年9月30日

日時	事業名
令和3年10月	市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー無料運行（1週間） 対象：学生・高齢者・障がい者（介護人）・運転免許自主返納者
	鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会（交通計画策定経過報告）
令和3年12月	鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会（交通計画策定経過報告）
令和4年1月	鹿島市地域公共交通計画策定にかかるパブリックコメントの実施
令和4年2月	鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会（交通計画策定経過報告）
令和4年3月	鹿島市地域公共交通計画策定
令和4年4月	市内循環バス、高津原のりあいタクシー及び予約型のりあいタクシー無料運行（1週間） 対象：学生・高齢者・障がい者（介護人）・運転免許自主返納者
令和4年6月	鹿島市地域公共交通会議及び鹿島市地域公共交通活性化協議会
	地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書提出

令和4年度 鹿島市地域公共交通活性化協議会予算(案)

(令和3年10月1日～令和4年9月30日)

【歳入】

款	項	目	金額(千円)	備 考
1	負担金	1 負担金	3,252	・鹿島市負担金 ・予約型のりあいタクシー(古枝線) 太良町民利用分負担金(100)
2	補助金	1 補助金	1,795	国土交通省 計画策定調査事業補助金
3	繰越金	1 繰越金	11,456	見込み額(R3.9決算 見込)
4	諸収入	1 雑収	0	
計			16,503	

【歳出】

款	項	目	金額(千円)	備 考	
1	総務費	1 会議費	0		
		2 事務費	0		
2	事業費	1 事業費	15,503	市内循環バス委託料	4,058
				高津原のりあいタクシー委託料	1,034
				予約型のりあいタクシー委託料	511
				待合室改修	500
				時刻表・手引き作成	250
				無料運行期間運賃負担	50
				消耗品費・振込手数料等	100
				交通計画策定(R3年度からの繰越)	9,000
3	予備費	1 予備費	1,000		
計			16,503		

(※参考 運行委託料算出について)

(単位:千円)

	運行経費	運賃収入	国庫補助	委託料
市内循環バス	7,490	355	3,077	4,058
高津原のりあいタクシー	2,640	300	1,306	1,034
予約型のりあいタクシー	976	65	400	511

